

# 若狭ハイツ居宅介護支援事業所運営規程

## 第1条 (目的)

若狭ハイツ居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## 第2条 (運営方針)

1. 利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。
3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとする。

## 第3条 (事務所の名称)

この事業を行う事業者の名称は「若狭ハイツ居宅介護支援事業所」（以下「事業所」と称する。

## 第4条 (事業所の設置)

事業所は、小浜市甲ヶ崎第37号4番地の2に事務所を設置する。

## 第5条 (実施主体)

事業の実施主体は、社会福祉法人若狭福祉会とする。

## 第6条 (従業員の職種、員数及び職務内容)

1. 管理者 1名(兼務)  
事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。
2. 介護支援専門員 3名(専従)  
(イ)第2条の運営方針に基づき指定居宅介護支援の提供を行うものとする。  
(ロ)利用者44名またはその端数を増すごとに1名を標準とする。
3. 職員の資質向上のために採用時および定期的研修を確保する。
4. 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

## 第7条 (営業日及び営業時間)

1. この事業は、毎週月曜日から金曜日迄とし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始を特別休暇とする。但し、休日であっても連絡のとれる体制とする。
2. 営業時間は、午前8時30分から午後17時30分迄とする。

## 第8条 (居宅介護支援の提供方法)

1. 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
2. 指定居宅介護支援の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめる。
3. 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意志も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
4. 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1か月前には行われるよう必要な援助を行う。
5. 要介護認定等を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者若しくはその家族の意志を尊重して医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的、効果的に行い、サービス提供の手続きを行う。
6. 相談を受ける場所は事業所又は利用者宅とする。
7. 使用する課題分析は日本社会福祉士会方式とする。
8. サービス担当者会議の開催場所は利用者宅や入院や入所場所とする。
9. 介護支援専門員は利用者の居宅を月1回以上訪問して、利用者等と面接する。
10. 1か月に1回居宅サービス計画の実施状況の把握を記録しておく。
11. 事業所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。
  - (イ) 正当な理由とは、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
  - (ロ) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
  - (ハ) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を小浜市または関係市町村に通知する。

## 第9条 (居宅介護支援の内容)

### 1. 居宅介護サービス計画の作成

#### 【居宅介護サービス計画の担当配置】

(イ) 介護支援専門員は居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。

#### 【利用者等への情報提供】

(ロ) 居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援する。

#### 【利用者の実態把握】

(ハ) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。

**【居宅介護サービス計画の原案作成】**

(ニ) 介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

**【担当者会議】**

(ホ) 介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者に専門的な見地から意見を求めるものとする。

**【利用者の同意と交付】**

(ヘ) 介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、当該居宅サービス原案の内容について利用者又はその家族に対し説明し、文書による同意を得なければならない。また、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

2. サービスの実施状況の継続的な把握、評価  
介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握および利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

3. 介護保険施設の紹介等

(イ) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(ロ) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

**第 1 0 条 (利用料、その他の費用の額)**

1. 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準の額と同額とする。但し法定代理人受領サービスの場合は費用負担を行わない。
2. 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費については利用者の同意を得てから実費の支払いを利用者から受けることができる。

**第 1 1 条 (通常の事業の実施地域)**

若狭ハイツ居宅介護支援事業所の事業の実施地域については、小浜市内とする。

**第 1 2 条 (法定代理受領サービスに係る報告)**

1. 指定居宅介護支援事業者は、毎月小浜市に対し、居宅介護サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。
2. 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準

該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

### 第 1 3 条 （利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他、利用者からの申し出があつた時には当該利用者に対し、直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

### 第 1 4 条 （秘密保持）

若狭ハイツ居宅介護支援事業者の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由が無くその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。これは退職後も同様とする。またその必要な措置を講ずる。

### 第 1 5 条 （損害賠償）

事業所は利用者へのサービス提供にあたり、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

### 第 1 6 条 （緊急時の対応）

事業所等においてサービスを提供するにあたり、利用者の心身に異変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに協力医療機関又は主治医に連絡し適切な処置を講ずる。

### 第 1 7 条 （苦情処理）

事業所はサービス内容に関する利用者からの苦情に対して、迅速且つ、適切に対応するための窓口を設置し、事実関係の調査、説明、改善事項その他必要な措置を行う。また市町村、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、改善内容の報告を求められた時は報告しなければならない。

### 第 1 8 条 （その他運営に関する重要事項）

1. 若狭ハイツ居宅介護支援事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。
2. 若狭ハイツ居宅介護支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所にファイル形式で保管する。
3. 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要又は、当該事業者からその対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
4. 若狭ハイツ居宅介護支援事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。

また、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から5年間保存する。

- 5・要介護または、要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。
  - ・保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月要介護度に応じてお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発刊します。このサービス提供証明書を後日小浜市の窓口提出しますと、全額払い戻しを受けられます。
6. この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当法人の理事長と管理者が協議して定める。

## 第19条 (虐待防止に関する事項)

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - (イ) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
  - (ロ) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
  - (ハ) その他虐待防止のために必要な措置。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを包括支援センターに通報するものとする。

## 附 則

この運営規程は平成12年4月1日より施行する。

平成15年4月1日 第4条、第8条の7、9、10、11(繰下げ)第9条1-(へ)、第14条、第17条追加、第17条を18条へ繰り下げ

平成16年4月1日 第6条1項2項改正

平成18年11月28日 第6条2項(ロ)、第8条3項、10項、11項改正

平成21年12月1日 第7条2項、第8条3項5項、第9条1項(ホ)、第10条1項、第17条、第18条4項改正

平成25年 4月1日 第6条2項改正

平成25年11月1日 第6条2項改正

平成27年 4月1日 第6条2項改正

平成28年 2月1日 第18条5項改正

平成30年 4月1日 第6条1項改正

令和 3年 4月1日 第 6条2項、第18条2項改正

令和 5年 9月1日 第 6条2項改正

令和 6年 4月1日 第 6条2項改正

令和 6年 4月1日 第19条追加